

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R6.7.1)

	【別枠】	
制度名	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	
	「改善サポ感染」	経営改善サポート資金「マル改」
限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円）	1億円
資金使途	運転・設備（事業再生の計画実施に必要な資金）	
保証期間	15年以内（一括の場合は1年）	
据置期間	5年以内	
貸付利率	金融機関所定利率	3年 1.1%
		5年 1.2%
		7年 1.3%
		10年 1.4%
		13年 1.5%
		15年 1.6%
実質保証料率 (保証料補助適用後)	0.2%（経営者保証免除対応時も同率）	
保証料率	責任共有対象	0.8%（経営者保証免除対応時 1.0%）
	責任共有対象外	1.0%（経営者保証免除対応時 1.2%）
保証料率割引	担保割引、会計参与設置会社割引なし	
資格要件	次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意成立済み）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行、進捗状況の報告を行う中小企業者	
	①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画	
	②認定支援機関（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画	
	③特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画	
	④㈱整理回収機構が策定を支援した再生計画	
	⑤㈱地域経済活性化支援機構（㈱地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画	
	⑥㈱東日本大震災事業者再生支援機構（㈱東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画	
	⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画	
	⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの	
	⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画	
	⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画	
	⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画	
	⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	
添付資料	①「資格要件」に規定する計画	
	②経営者保証免除対応確認書（申込人の希望に応じて）	
責任共有	責任共有対象（ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は責任共有対象外）	
	①責任共有対象外となる既往分を同額借換する場合	
	②令和2年2月1日～令和3年12月31日までに協会申込受付を行い、かつ貸付実行したSN5号の既往分を同額借換する場合	
モニタリング報告	③特別小口保険を利用する場合	
	要（事業年度毎）	
受付窓口	金融機関経由（ただし、経営サポート会議を利用した計画を有する場合は直接申込可）	
期限等 (注3)	令和3年4月1日から令和6年12月31日まで	
	令和3年4月1日から令和6年12月31日まで	